

社会保険 大竹事務所通信

労務士法人

副業・兼業ガイドラインが改定されました

◆副業・兼業の促進に関するガイドライン

企業に広く兼業・副業を認めることを促すよう、現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）が、9月に改定されました。企業も労働者も安心して副業・兼業を行うことができるよう、さらなるルールの明確化を目的としています。

◆改定の主な内容

今回の改定では、労働時間の通算管理や、安全配慮義務、秘密保持義務、競業避止義務、誠実義務等についての記述が新設されています。なかでも注目されるのが、労働時間の通算管理に関する事項です。長時間労働や健康被害を防ぐために、企業は、労働者からの自己申告により副業で働いた時間を把握し、本業と副業の労働時間を通算して労務管理を行うとしています。また労働時間管理については、簡便な労働時間管理の方法として、「企業の負担に配慮した管理モデル」（以下、管理モデル）が示されています。

◆企業の負担に配慮した管理モデル

管理モデルでは、副業・兼業の開始前に、当該副業・兼業を行う労働者と時間的に先に労働契約を締結していた使用者Aの事業場における法定外労働時間と、後から労働契約を締結した使用者Bの事業場における労働時間（所定労働時間及び所定外労働時間）とを合計した時間数が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内となる範囲内において、各使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定し、各使用者がそれぞれその範囲内で労働させるものとしています。



また、使用者Aは自らの事業場における法定外労働時間の労働について、使用者Bは自らの事業場における労働時間の労働について、それぞれ自らの事業場における36協定の延長時間の範囲内とし、割増賃金を支払うこととします。

これにより、それぞれの使用者は、副業・兼業の開始後においては、それぞれあらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間の把握を要することなく労基法を遵守することが可能となるとしています。

【厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyouku/0000192844.pdf

対象事業場の約半数で違法残業を確認 ～令和元年度監督指導結果より

◆15,593 事業場で違法な時間外労働確認

9月8日、厚生労働省は令和元年度の長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表しました。

働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和元年4月1日より中小企業にも適用されたこと等もあってか、対象事業場数は平成30年度の29,097から約1割増の32,981で、そのうち15,593（47.3%。平成30年度は11,766（40.4%）で違法な時間外労働が

確認され、指導が行われています。

◆健康障害防止措置に関する指導状況

監督指導の実施事業場のうち 15,338 (46.5%) で、健康障害防止措置が不十分として、長時間労働者に対する医師面接等を講じるよう指導が行われています。平成 30 年度の 20,526 (70.5%) に比べて減少していますが、まだまだ多いことがわかります。

◆対象事業場の 7 割近くが 30 人未満、企業規模別では 3 割近くが 300 人以上

事業場規模別に見ると、監督指導実施事業場の 41.7% を 10~29 人の事業場が、25.3% を 1~9 人の事業場が占めており、30 人未満の事業場で約 7 割を占めています。平成 30 年度と比べてこの割合は増えており、これらの事業場で特に注意が必要といえます。

企業規模別に見ると、29.3% が 300 人以上、24.7% が 10~29 人、12.8% が 100~299 人となっています。こちらも平成 30 年度に比べて 30 人未満の割合が増えています。

◆「商業」の事業場で是正勧告が急増

監督指導の対象事業場 32,981 のうち、商業の事業場は 8,009 (24.3%) で、そのうち 6,088 (76.0%) で労働基準関係法令違反がありました。平成 30 年度の 4,647 事業場への実施と 3,097 事業場での違反に比べると、ほぼ 2 倍となっています。

新型コロナ、課題が浮き彫りに

～(独)労働政策研究・研修機構調査

(独)労働政策研究・研修機構が 8 月 26 日、5 月から 8 月にかけて行った「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」の一次集計結果を公表しました。公表された調査結果のポイントをみてみましょう。

◆「民間企業の雇用者」では、就労時間や月収に揺り戻し傾向も夏季賞与は約 3 割が減少

4~5 月にかけて「勤務日数や労働時間の減少（休業を含む）」があった人の割合が急増したものの、7 月末現在ではやや低下し、他方、引き続き増加した「収入

の減少」がこれを上回った。また、7 月末現在も 4 月 1 日時点と同じ会社で働いている場合の労働時間や税込み月収額の変化をみると、いずれも 5 月の第 2 週にかけて低下した後、揺り戻されてきたものの、7 月の最終週現在でも通常月の状態には未だ戻り切っていない。

7 月末現在の「民間企業の雇用者」(4,194 人)の直近の月収額では、新型コロナ問題の発生前のものと（通常月）の月収と「ほぼ同じ（変動 1 割未満）」の回答が約 7 割 (70.2%) の一方、「減少した」割合計も 4 分の 1 を超えた (26.7%)。また、昨年は夏季賞与（特別手当）を「もらった」場合 (2,495 人) に、本年の支給額がどうなったか（どうなる見込みか）尋ねると、昨年の支給額と「ほぼ同じ（変動は 1 割未満）」との回答が半数を超えた (51.9%) 一方、「本年は支給無し」(2.0%) を含めて約 3 割 (30.4%) が「減少した」と回答した。

◆休業手当は「半分以上が支払われた」人が半数超、「まったく支払われていない」が 2 割超

影響として「勤務日数や労働時間の減少（休業を含む）」を挙げた「民間企業の雇用者」938 人のうち、自身は働きたい・働ける状態なのに、勤め先から自宅待機を命じられたことが「ある」割合は 6 割超 (64.3%)。また、「休業」を命じられたことが「ある」場合 (603 人) の勤め先からの休業手当については「休業日（休業時間数）の半分以上が、支払われた」との回答が半数を超えた (54.1%) もの、「休業日（同）の一部が、支払われた」(21.9%)、「（これまでのところ）まったく支払われていない」(24.0%) もそれぞれ 2 割超みられた。

◆「在宅勤務・テレワーク」の実施日数は、いったん拡大後急速に減少

「在宅勤務・テレワーク」の 1 週間あたりの実施日数の変化をみると、新型コロナウイルス感染症の問題が発生する前の通常月では、7 割超が在宅勤務・テレワークを「行っていない」と回答していたが、その割合は 5 月の第 2 週にかけて顕著に低下し、「在宅勤務・テレワーク」が急速に広がった。しかし、5 月の最終週以降は「行っていない」割合が揺り戻し、7 月の最終週現在で「行っている（1 日以上計）」割合は半数を下回っている。

◆フリーランスを含めた調査結果では、「家での食費」を「切り詰めている」割合も増加

全有効回答者（民間企業の雇用者＋フリーランス計4,881人）を対象に、過去3か月間（5～7月）の世帯全体の家計収支を尋ねると、「収支トントン」が1/3を超えた（34.6%）ものの、支出が収入を上回る赤字計（28.7%）が黒字計（25.9%）を上回った。「正社員」は黒字計が優勢だが、「非正社員計」では赤字計が1/3を超え（33.6%）、さらに「フリーランス」では4割超（43.2%）と高く、黒字計から赤字計を差し引いた赤字超過が▲28.2ポイントに及んでいる。

また、全有効回答者を対象に、「感染の収束が見えないこと」についてどれくらい不安を感じているか尋ねると、かなり不安とやや不安を合わせた「不安」計が8割を超え（86.9%）、「不安はない」計（9.5%）を大きく上回った。特に「収入の減少に伴う生活への支障」に対する不安は、「正社員」（61.3%）より「非正社員計」（65.6%）、「フリーランス」（71.1%）ほど高く、昨年1年間の世帯年収が低いほど概ね高まる傾向がみられた。

これらの結果をみると、今後の課題として、正規・非正規を問わず「収入の減少」に対する対策、いったんは増加したものの減少に転じた「テレワークの定着」、多くの不安を抱える「非正規へのしわ寄せ」への一層の対策が求められるところです。

【労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（一次集計）結果（PDF）】

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20200826.pdf>

10月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第3期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞ [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞
[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

～編集後記～

暑さも落ち着いてきて過ごしやすくなって参りました。私はこの時期、モノの断捨離と少し早い大掃除をするようにしています。動きやすいので扱いますよ！

Go To Travel や Go To Eat など、様々な消費喚起策がスタートしています。感染予防対策を徹底しつつ、うまく利用してリフレッシュされるのもいいですね。

今月も最後までお読み下さり、ありがとうございました。(R.O)